

東京都不育症検査助成事業 医療機関向け Q & A

制度関係		
1	どのような事業ですか。	不育症検査にかかった自己負担額について、検査開始日における妻の年齢が43歳未満の夫婦に対し、5万円を上限に助成するものです。 ※助成回数は夫婦1組につき、1回に限ります。
2	対象となる検査はどのようなものになりますか。	対象となる検査は下記の検査に限られます。 ・子宮形態検査 ・内分泌検査 ・夫婦染色体検査 ・抗リン脂質抗体 ・血栓性素因スクリーニング（凝固因子検査） ・絨毛染色体検査 2回目以上の流産時に ・ 先進医療を実施する医療機関として登録された医療機関において ・ 先進医療として告示された検査（流産検体検査）を実施した場合も、対象となります。 ※ この検査のみ、年齢制限、申請回数制限はありません。
3	上記以外の検査も実施しましたが、助成の対象となりますか。	対象となる検査のみにかかった費用のみが助成の対象です。それ以外の検査を実施していても、その分は対象外となります。
4	助成の対象者に要件はありますか。	次の要件を全て満たす方になります。 1 検査開始日において夫婦（事実婚を含む。）であること 2 検査開始日における妻の年齢が43歳未満であること ※夫婦いずれか早い日の検査開始日が基準となります 3 検査開始日から申請日までの間、継続して都内に住民登録をしていること 【法律婚の方】 ①検査開始日から申請日までの間、婚姻関係があること ②夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること (いずれかが都外在住の場合は、申請者は都内在住の方に限ります。) 【事実婚の方】 ①原則、夫婦が継続して都内に同一世帯として住民登録をしていること (住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載がある。) ②検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと ※同一世帯でない場合は、夫婦いずれかが継続して東京都内に住民登録をし ているということに加え、申立書を提出してください。 4 助成対象期間内に保険医療機関において助成対象の検査を受けていること (助成対象期間、助成対象の検査等の詳細は下記2以降をご参照ください。) 5 2回以上の流産若しくは死産の既往がある又は医師に不育症と判断されたこと

制度関係		
5	不妊検査と同時に不育症検査を行った場合も、この事業の対象になりますか。	実施した検査が上記 2 で述べた対象の検査であり、その他の要件を満たしている場合は、対象になります。 ただし、不育症の検査に要した部分のみの申請になります。 また、不妊検査については「東京都不妊検査等助成事業」での申請が可能です。 この場合も、要件を満たすことが必要になります。 不妊検査についてはこちら → http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/index.html

制度関係		
6	要件に該当しているか、医療機関で書類による確認を行わなければなりません。	申請者からの提出書類により、東京都で審査・確認を行いますので、医療機関で書類による確認を行う必要はありません。 ただし、医療機関にもカルテとの整合性や申請者に口頭で確認いただく等の御協力をお願いいたします。
7	助成の対象となる期間はいつからいつまでになりますか。	検査開始日から1年です。 なお、平成31年4月1日以降に開始した検査に要した費用が助成の対象です。
8	医療機関から東京都に対し、事前に何らかの届け出を行う必要はありますか。	届け出の必要はありません。 なお、この事業では健康保険法に定める保険医療機関である必要があります。
9	都外にある保険医療機関ですが、都内からの患者を受け入れています。この場合でも、助成の対象となりますか。	都外の保険医療機関でも助成の対象となります。
10	申請受付は、どこが行うのですか。	申請者が医療機関が作成する「証明書」、「住民票の写し（戸籍の附票の写し）」及び「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」をそろえて、原則電子にて東京都に直接申請を行います。

ホームページ関係		
1	医療機関が作成する証明書は東京都のホームページでも入手することはできますか。	東京都福祉局のホームページにも掲載しています。 「福祉局 不育症検査」で検索をお願いします。
2	東京都のホームページに掲載されている内容（医療機関名称等）に変更があります。その場合に、手続きは必要ですか。	変更事項をメール等でお知らせください（様式は東京都福祉局ホームページに掲載しています。）。 なお、電話では誤受付の可能性もあるため、承れません。

証明書（主治医記入欄）関係		
1	この制度における流産（いわゆる不育症）とは何を指しますか。	反復流産及び習慣流産のことを指します。 生化学的妊娠（化学流産）、着床不全は含みません。 ※ 厚生労働省『反復・習慣流産（いわゆる「不育症」）の相談対応マニュアル』等を参考にしています。
2	複数の医療機関で検査を行った場合、証明書はそれぞれの医療機関が作成するのですか。	それぞれの医療機関で作成をお願いします。
3	受診者生年月日欄と検査開始日欄にある年齢は、いつ時点の年齢を記入するのですか。	受診者生年月日欄は証明書作成日時点の年齢を、検査開始日欄は検査開始日時点の年齢を記入してください。
4	自己負担額が5万円を超えたため、申請者から証明書の作成を依頼されましたが、まだ検査が続いています。この場合、診療期間の終期はどのように記入すればよいですか。	原則は検査が終了してからの申請となりますが、依頼をされた場合は、証明書の作成日をもって、終期としていただいて差し支えありません。

証明書（医療機関証明欄）関係		
1	検査開始日における妻の年齢は42歳でしたが、今は43歳です。この場合、43歳になってからの検査にかかった費用の記入も必要ですか。	検査開始日時点の年齢が42歳であれば、検査開始日から1年間は助成対象となるため、記入をお願いします。
2	対象ではない検査費用についても、診療分に含んで良いですか。	対象となる検査についてかかった費用のみの記入をお願いします。 不妊検査を一緒に行っている場合にかかった費用についても、お手数ですが、必ず除外していただくようお願いします。
3	保険診療分と自費診療分をまとめて記入しても問題ありませんか。	別々に記入をお願いします。
4	夫が検査を行っていない場合、未記入でも問題ありませんか。	妻の診療分だけの記入で問題ありません。
5	夫婦染色体検査を実施しましたが、妻の診療分に含んでいます。その場合も別々に記入する必要がありますか。	妻の診療分に含んで記入していただいて、問題ありません。 その場合、お手数ですが、余白に「（例）夫婦染色体検査経費含む」など、内容が分かるような記入をお願いします。

その他		
1	証明書作成に係る文書料の規定はありますか。	東京都では規定を設けていません。
2	「東京都不育症検査助成事業の周知用チラシ」を送付してほしいのですが、どこに依頼すればよいですか。	所定の様式に必要事項を記入の上、メールにて依頼をしてください（様式及び宛先は、東京都福祉局ホームページ上に掲載しています。）。 なお、状況により、部数を調整させていただく場合があります。